

戦没者等の遺族に対する特別給付金等に係る意見書(案)

戦没者等の妻に対する特別給付金は、夫を失ったことによる精神的痛苦を慰謝するために給付金(記名国債)が支給されるものである。

昭和38年以降、10年を経過するごとに給付金の継続措置がなされ、現在の給付金は、平成15年に継続措置されたもので、平成25年10月に国債の最終償還を迎える。

また、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、弔慰の意を表すために、終戦後20周年に当たる昭和40年以降、10周年ごとの特別な機会を捉えて弔慰金(記名国債)が支給されるものである。

これらの制度は、遺族の方々の深い悲しみや苦難に対し、国として特別の慰謝をするために創設されたものであり、今後も継続して制度の充実を図っていかねばならない。

よって、国におかれては、妻に対する特別給付金及び遺族に対する特別弔慰金の継続支給措置並びに増額等の充実、時効要件の緩和を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

様

和歌山県議会議長 新島 雄

(提出者)

中村 裕一

長坂 隆司

雑賀 光夫

角田 秀樹

山下 大輔

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣